火災の現況と最近の動向

出典：令和６年版 消防白書

川口市消防局予防課

国内での出火件数・死者数 → 令和３年からは増加

死者数を年齢別でみると → 65歳以上が73.8%

第1-1-5図　火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和５年中）

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　）内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
3　「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
4　年齢不明者（男性１人、性別不明３人）を除く。
5　人口は、令和５年10月１日現在の人口推計（総務省統計局）による。
6　１人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第２位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

建物火災による死者 → 93.9%が住宅で発生

住宅火災の死者数 → 令和３年以降 増加
（内訳） 65歳以上が74.5%

第1-1-7図　建物用途別の死者発生状況

（令和５年中）

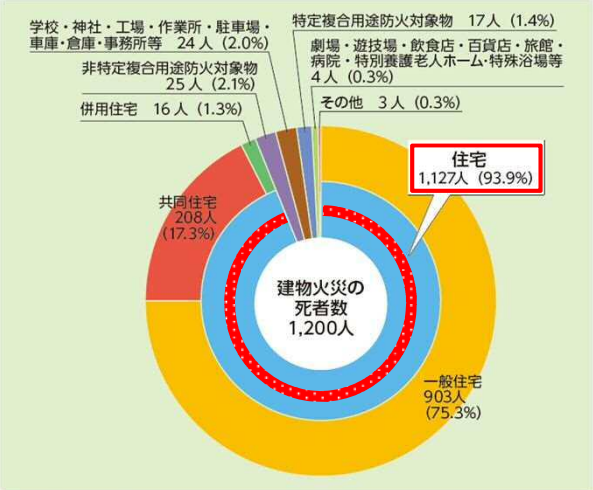

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-9図　住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）

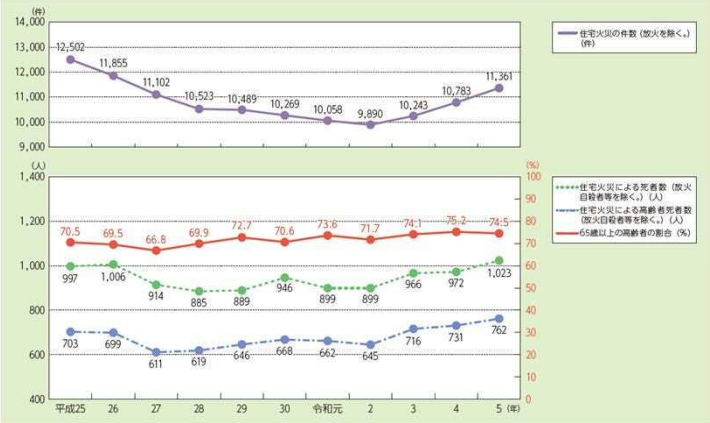

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「住宅火災の件数（放火を除く。）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く。）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

※住宅防火対策については、別添１の”いのちを守る10のポイント”参照

小規模施設における防火対策

比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において
多数の人的被害を伴う火災が相次いで発生
→　平成26年、消防法施行令が改正
→　平成28年以降、スプリンクラー設備の設置が義務
（※別添２参照）

	施設名称	所在地	規模	死者	負傷者
Ｈ１８	グループホームやすらぎの里	長崎	279.1㎡	7	3
Ｈ２０	ハイムひまわり	神奈川	317.98㎡	3	1
Ｈ２０	六郷の社	宮城	2,234.88㎡		33
Ｈ２０	ＲＯＳＥ倶楽部粒来	福島	379.0㎡	2	3
Ｈ２１	静養ホームたまゆら	群馬	118.41㎡ 188.81㎡ 80.68㎡	10	1
Ｈ２２	グループホームみらいとんでん	北海道	248.43㎡	7	2
Ｈ２５	グループホームベルハウス東山手	長崎	581.85㎡	5	7
Ｈ２５	安部整形外科	福岡	681.71㎡	10	5
Ｈ２８	共同生活事業所ひだまりⅢ	愛媛	173.48㎡	3	2

人的被害の要因

◎防火区画の不備
- 防火戸や防火シャッターの閉鎖障害
- 階段室など竪穴区画の不備
  ※火災の延焼スピードが速くなり、
  避難しなければならない時間が短くなる。

◎火災発生時の初動体制の不備
- １１９番通報の遅れ
- 初期消火の不備
- 避難誘導の不備

◎従業員に対する教育、訓練の不備

防火区画の重要性、火災発生時の初動体制については施設管理者や防火管理者だけでなく、全ての従業員が熟知していなくてはなりません。

そのため、従業員に対する教育や繰り返しの訓練が必要です。

消防訓練について

・訓練は実施した後の検討が重要です。
・最少人員での訓練が効果的です。
・訓練には消火、避難、通報訓練があります。（※別添３参照）
・訓練**実施前**に、受け持ちの**各消防署消防課**又は**分署**へ
「**消防訓練実施計画通知書**」を**提出**してください。
※消防訓練計画通知書のダウンロード・電子申請はこちらから↓
https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/05010/020/shinseisyo/33542.html

◎消火訓練（消防計画に基づき**年２回**以上実施）

・消火器で初期消火できれば被害は最小限です。
・全職員が普段から消火器の位置を把握する。
・火点を確認しに行くときは消火器を持って行く。
・全職員が消火器の取扱いを習得する。
（※別添４参照）

◎避難訓練（消防計画に基づき**年２回**以上実施）

・施設や利用者によって避難方法もさまざまです。
・普段から避難経路に避難障害物品となるものがないか確認する。
・夜間の火災時は電源が落ちて暗闇となる。
・**施設内の比較的安全な場所へ一時避難する**ことも検討する。（※別添５参照）

◎通報訓練（消防計画に基づく回数以上実施）

・全職員が火災通報装置の使用方法を習得する。（※別添６参照）
・全職員が１１９番通報のかけ方を習得する。
・火災時に１１９番通報で伝えることは

「**施設名称、住所、電話番号、何が燃えているのか、逃げ遅れの有無**」

その他、消防職員の質問に答えてください。

火災通報装置について

◎自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備が、自動で火災を感知し、
火災通報装置により自動で１１９番通報することができます。
（※別添６、７参照）

（６）項口の**火災通報装置**は、**自動火災報知設備**の作動と**連動**して起動することが**義務**

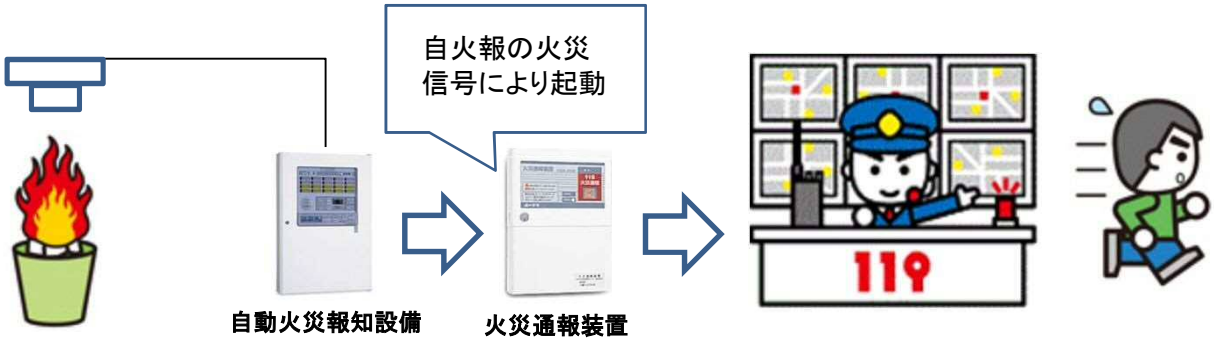

お問い合わせ

・防火管理、消防用設備等について分からないことがある場合。
・避難口に鍵を設けるとき、建物を改装するとき、窓ガラスにフィルムを貼付する場合。
・消防用設備等の移動、改修、撤去などの工事を行う場合。

新築や用途変更など**確認申請を伴う場合は消防局予防課**、
既存の建物など**確認申請を伴わない場合は管轄の消防署**へ、
それぞれご相談ください。

その他

・消防用設備等の使用方法は、消防訓練や消防用設備等の点検時等に消防職員や消防設備業者に確認してください。

別添１

住宅防火 いのちを守る10のポイント

火災による死者の約９割は住宅で発生しています

4つの習慣

1 **寝たばこ**は
絶対にしない、させない

2 **ストーブ**の周りに
燃えやすいものを置かない

3 **こんろ**を使うときは
火のそばを離れない

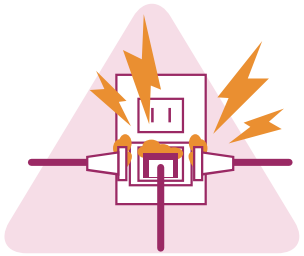

4 **コンセント**はほこりを清掃し、
不必要なプラグは抜く

6つの対策

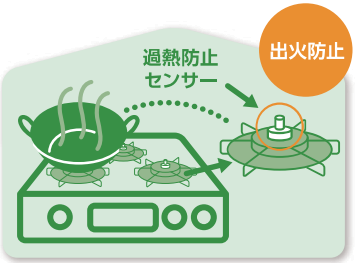

1 火災の発生を防ぐために、
ストーブやこんろ等は
安全装置の付いた機器を
使用する

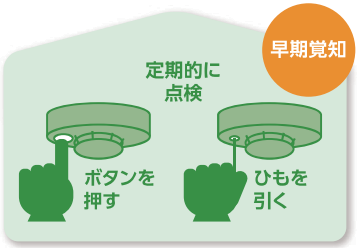

2 火災の早期発見のために、
住宅用火災警報器を定期的に
点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、
部屋を整理整頓し、
寝具や衣類、カーテンは、
防炎品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、
消火器等を設置し、
使い方を確認しておく

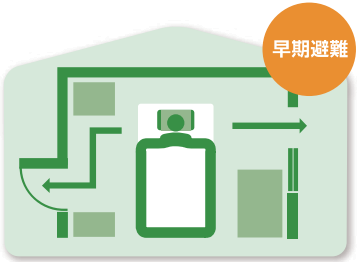

5 お年寄りや身体の不自由な人は、
避難経路と避難方法を常に確保し、
備えておく

6 防火防災訓練への参加、
戸別訪問などにより、
地域ぐるみの防火対策を行う

出典：消防庁ホームページ 住宅防火関係（https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/juukei.html）を加工して作成

川口市消防局
KAWAGUCHI CITY FIRE DEPARTMENT

問い合わせ…
南消防署管理課 ☎048-222-8280 FAX048-225-7068
北消防署管理課 ☎048-261-3182 FAX048-267-4664
東消防署管理課 ☎048-287-3574 FAX048-286-3711
消防局予防課 ☎048-261-8371 FAX048-262-4850

知っていますか？

SPのこと

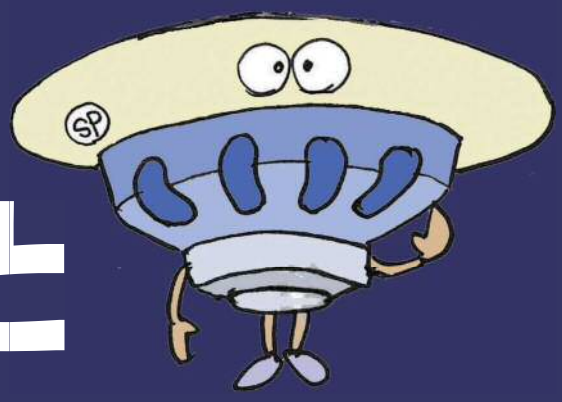

スプリンクラー設備

火災の熱を感知すると、建物の天井等に設置されたSPヘッドから放水して消火する設備です。

法令により不特定多数が集まる大規模施設や迅速な避難が困難な方が利用する施設、高層建築物などに設置が義務付けられています。

1分間の放水量

80ℓ以上

※機種により異なります。

火災時自動放水

閉鎖型湿式スプリンクラー設備の図
（配管内は常に加圧された水で満たされており、火災の熱を受けて放水するタイプ）

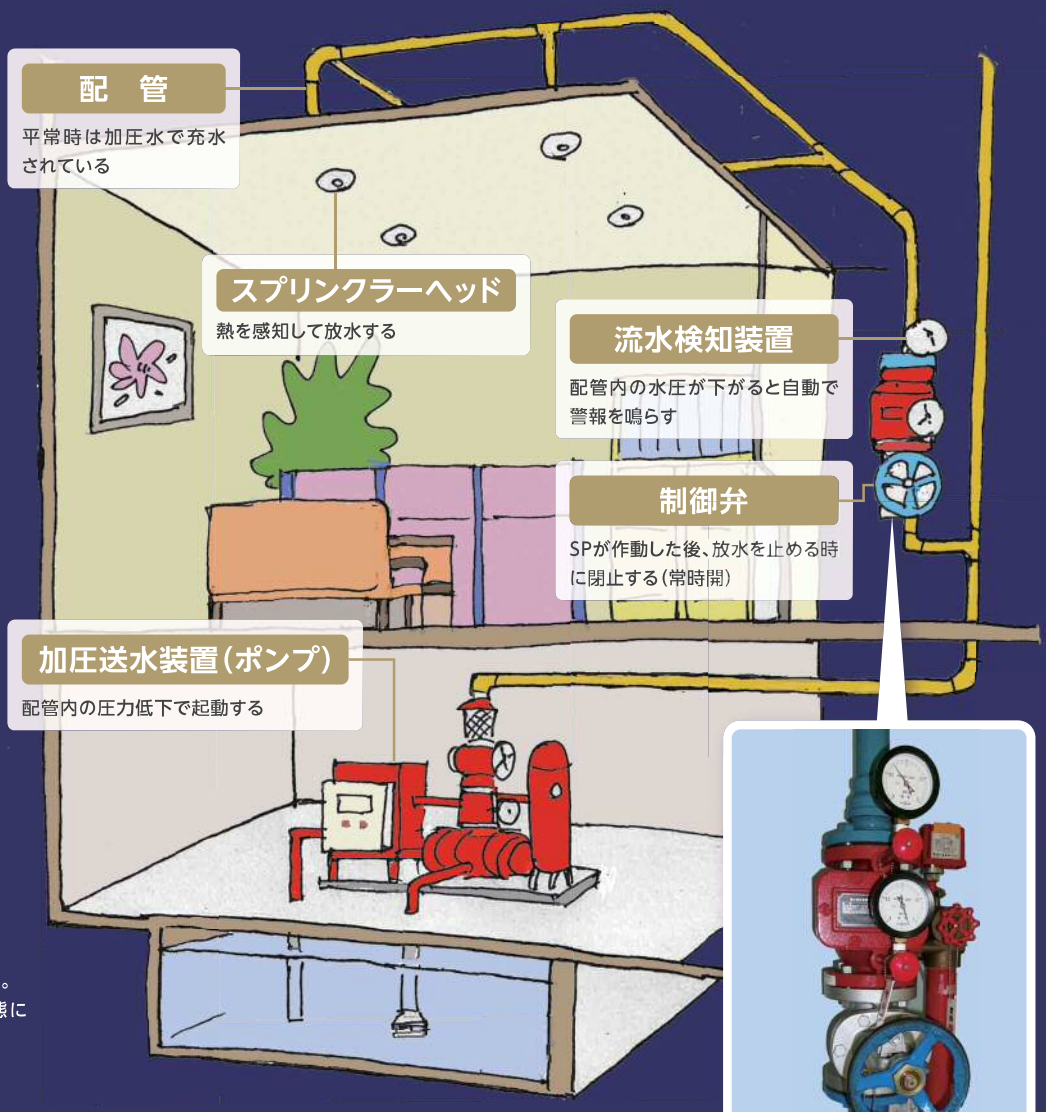

建物に設置されているSPシステムを確認しておきましょう。

閉鎖型湿式が最も広く設置されています。そのほかに、設置場所や対象物の形態によっていくつかのタイプがあります。

消火後作法

SPは放水後、人力で止める必要があります。
建物内の制御弁の位置を確認しておきましょう。

1. **消火を確認**
   火災が完全に消火されていることを確認しましょう。
2. **放水階の制御弁を閉める**
   階ごとに制御弁が存在します。日ごろから位置を確認しておきましょう。
3. **ポンプを停止する**
   ポンプ制御盤の停止ボタンを押しましょう。

別添２

頼りになるSP 正しく付き合おう

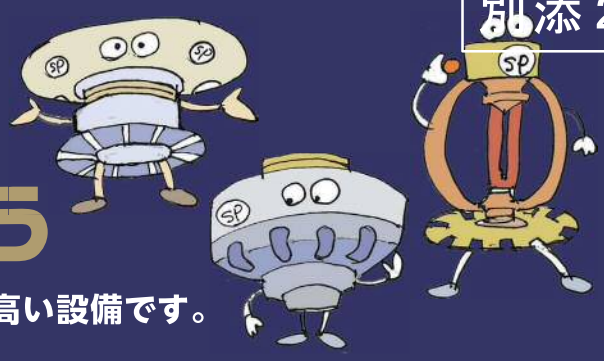

火災の初期段階での消火に非常に有効な信頼性の高い設備です。

SPの効果が発揮された！

物品販売店舗で火災が発生して消火器を使用したが初期消火に失敗。その後、**SPが作動**し消火に成功した。

福祉施設で自動火災報知設備のベルが鳴り居室内の火災を発見。職員が消火器で消火中、**SPが作動**して火災は完全に消火された。

ホテルの客室で火災が発生。自動火災報知設備のベルが鳴り、現場に駆け付けると、**SPが作動**し消火に成功していた。火災通報装置で消防機関に通報後、放送設備等を活用して宿泊客を避難させた。

こんな事案も…

共同住宅の居室から出火。SPが作動して消火したが、**鍵を探すのに手間取り、制御弁の閉止が遅れ**、水損が拡大した。

照明テスト時にホール天井裏の照明室に設置されていたSPが火災ではなかったが熱により放水し水損が発生した。

フート弁が故障しており呼水槽から水が流れていたため、警備員が不審に思い**給水バルブを閉止。そのままにしていた**ため火災時にポンプが起動しなかった。

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- **防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、報告する義務があります。**（消防法第17条の3の3）

機器点検	6か月ごと	総合点検	1年ごと

- 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。（消防法第8条第1項）

点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

一般財団法人 日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

別添３

火災発生

あなたは どうする？ なにをする？

いざというときに大事な3つの初動対応

通報

周囲の人や消防機関、防災センターにいち早く火災発生を伝えましょう！

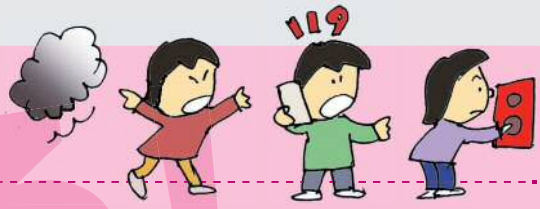

- □周囲の人に大きな声で火事を知らせる。
- □非常ベルのボタンを押す。
- □119番通報をする。

※自動火災報知設備が感知したら現場に急行し、状況を確認する。

オススメ

通報用のメモを用意

- 職場の住所を伝えられるように…
- 火元、けが人などの情報も伝える

消火

消火器を持って火元に向かい消火しましょう。天井に炎が達するまでが勝負！

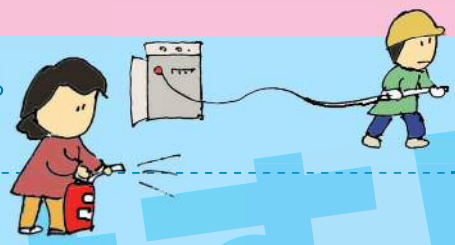

- □消火器で消火できない場合は、屋内消火栓設備を使用する。
- □消火器や屋内消火栓設備の使い方や設置位置を覚えておく。

避難誘導

誘導をする際、明確に指示を伝えましょう！

- □火元の部屋のドアを閉める。
- □火元から遠い避難口へ誘導をする。
- □放送などで建物内に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。

オススメ

非常放送用文例を用意

焦らずに情報を伝えられるように

※ 操作方法も確認しておく

総合訓練

通報、消火、避難など一連の流れを訓練しよう！

消防計画に基づき、それぞれの役割を果たせるように訓練しましょう。

オススメ

訓練時の出火場所を毎回変更する

思わぬことに気づくかも

訓練の緊張度もUP

訓練を実施する際には、あらかじめ消防機関に連絡する必要があります。

防火管理制度

尊い命と財産を守るために

消防法では、防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、消防計画に基づく防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。
選任した防火管理者及び消防計画を所轄の消防長・消防署長に届け出る義務があります。
（消防法第8条、消防法施行令第1条の2、第3条、第3条の2、消防法施行規則第3条、第3条の2）

管理権原者の責務

- 防火管理の最終的な責任者です。（建物所有者、事業主など）
- 防火管理者に消防計画を作成させ、防火管理業務を指示、監督します。 防火管理者の選任・届出

防火管理者の責務

- 防火管理業務の推進者です。
- 消防計画を作成し、防火管理業務を行います。

消火、通報及び避難訓練の実施

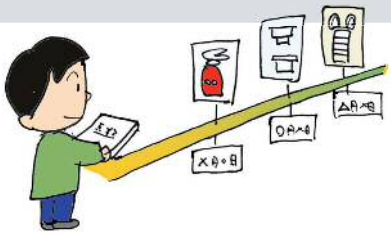

消防用設備等の点検及び整備

火気の使用・取扱いに関する監督

収容人員の管理

避難・防火設備の維持管理

その他防火管理上必要な業務

防火管理者を選任していない又は防火管理業務を適正に実施していない

消防法令に基づく命令や罰則の対象となります。

一般財団法人 日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

火災に備えて

いざという時にしっかり行動できるように
火災の被害を抑えるためには日頃の取り組みが重要です。

消防用設備等の点検

【消防法第17条の3の3】
□法令に基づく点検を実施し、
　消防機関に報告していますか。
□不備事項を改修していますか。

※防火対象物の関係者は点検を実施し、
　その結果を定められた期間ごとに消防長又は
　消防署長に報告しなければなりません。

消防用設備等・
特殊消防用設備等の
点検・報告

避難施設等の維持管理

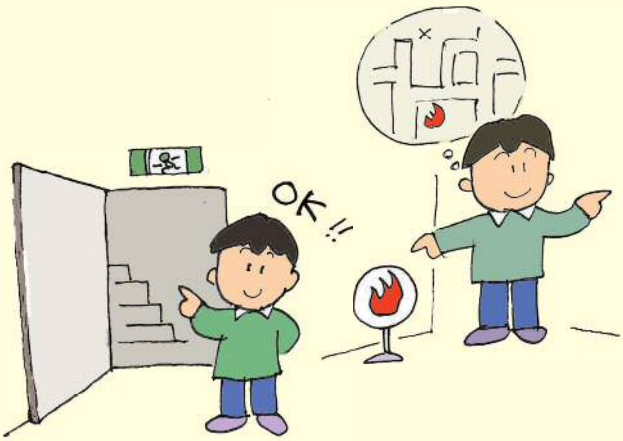

□避難方法を理解していますか。
□階段等に物が置かれていませんか。
□火気器具、喫煙場所、電気器具、
　避難施設、消防用設備等や
　防火設備などを
　定期的にチェックしていますか。

消防訓練の実施

□ベルが鳴ったらどうしますか。
□火災発生時に適切な通報、
　初期消火、避難誘導ができますか。
□消火器や屋内消火栓設備の
　使用方法を知っていますか。
□避難器具の使用方法を知っていますか。

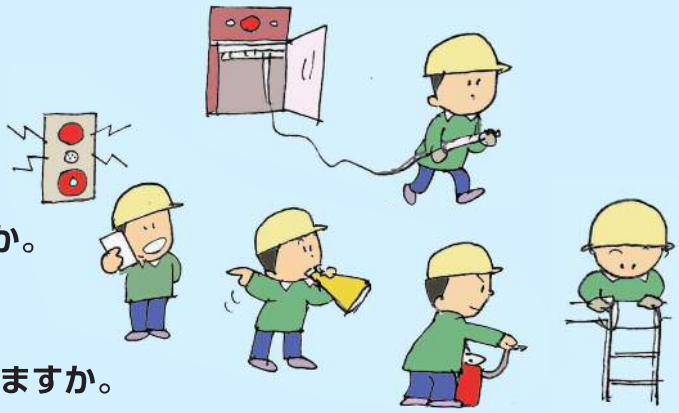

自分の身は自分で守る

消防法では、一定規模以上の建物の管理について権原を有する者に対して資格を有する者から防火管理者を定め、
防火管理に係る消防計画を作成させ計画に基づいて防火管理上の必要な業務を行うことを義務付けています。(消防法第8条第1項)

所有者等		店長等		従業員等
管理権原者	選任/指示 → ← 報告	防火管理者	指導/監督/指示 → ← 報告	任務分担等に基づく防火管理の担当者

※防火管理者を選任していない、選任届が提出されていない、消防計画を作成せず消防機関に届出されていない場合は、消防法に基づく行政処分や罰則が適用されます。
また、消防法第8条第1項に基づく防火管理業務が適正に実施されておらず、消防法に基づく命令を履行しない場合にも懲役刑や罰金による刑罰を受けることがあります。

こんなところも気をつけよう!

□建物内の火気取扱場所を明確にして把握しておきましょう。
□死角となりやすい場所には、可燃物を置かない。施錠管理を徹底しましょう。
□喫煙場所を指定し、灰皿の後始末や終業時等の定期的な点検を徹底しましょう。
□厨房周りは常に清掃整理を、コンロに火をつけたらその場を離れない。
□電気器具及び周辺を定期的にチェックする。たこ足配線はしない。
□工事中は、溶接作業などの火気使用、塗装による危険物品の使用などを把握して火災予防安全対策を徹底しましょう。

報告も忘れずに

建物の用途や規模により、防火対象物(防災管理)定期点検の実施が必要となる建物や事業所があります。【消防法第8条の2の2、消防法第36条】
その場合防火対象物の管理権原者は、
防火対象物(防災管理)点検資格者に点検を依頼し、
点検結果を1年に1回消防長または消防署長に報告する義務があります。

防火対象物
定期点検報告

防災管理
定期点検報告

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

別添４

消火器

火災に備えて

「早期発見」「初期消火」で火災の被害を最小限に!

対応火災をCHECK!!

普通火災(A火災)
木材、紙類、繊維など、
普通可燃物による火災

油火災(B火災)
ガソリンやシンナーなど、
油による火災

電気火災(C火災)
電線や変圧器、モーターなど、
電気による火災

中身をCHECK!!

- **粉末系消火器**
  素早く火勢を抑えて消火します。浸透性がないので可燃物によっては再燃することがあります。
  放射時間が短いので、火元を的確に狙うことが大事です。
- **水系消火器**
  冷却効果が高く浸透性があり、再燃を防止します。
- **ガス系消火器**
  窒息消火で素早く消火します。電気施設や精密機械なども汚損しません。

使い方をCHECK!!

1. 消火器を火元近くまで運ぶ

2. 安全栓を真上に抜く

3. ホースを外し、ノズルを火元へ向ける

4. レバーを強く握り、放射する

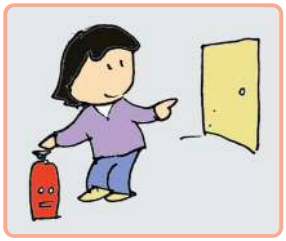

逃げ道を確保
※消火剤で視界がふさがる可能性有

炎が天井まで達しそうだ
➡消火を諦め、避難!

しっかりと火元を狙おう

姿勢は低く

少し離れたところから
使用を開始し徐々に近づく

定期的に訓練をしましょう。

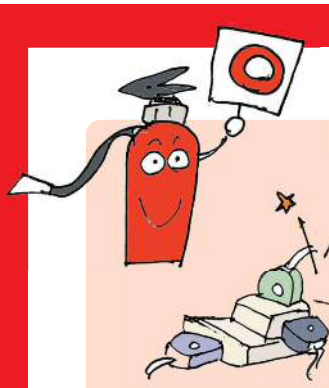

消火器がうまく使えた!

電子レンジで料理を温めていたところ、テーブルタップから火花が出て可燃物に着火、粉末消火器で消火した。

開店準備中の従業員が鍋を火にかけていたところ鍋から炎が上がり、防災センター員が駆け付けて消火器で消火した。

物品販売店舗の倉庫で調理器具のスイッチが入り付近の可燃物に着火、従業員が消火器10本以上集めて初期消火を行い消火した。

こんな事故も……

- 事業所内のブレーカーから出火し、従業員が消火器で消火したところ、**消火器が破裂し、容器が胸部に当たり負傷した。**
- 飲食店の厨房内で、集積した油かすから炎が上がり、消火器で消火したところ、**消火器が破裂し、容器が顔面に当たり負傷した。**

いずれの事例も、消火器の底部が腐食し、消防法に基づく点検が実施されていませんでした。
（消防法第17条の3の3違反）

ココをCHECK!!

- □ 設置場所はどこか。すぐに使用できる場所に設置されているか。
- □ 安全栓や安全栓の封が外れていないか。
- □ 容器やホースに変形、損傷、劣化はないか。ホースに詰まり等はないか。
- □ 蓄圧式消火器は圧力が低下していないか。

防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し報告する義務があります。

（消防法第17条の3の3）

▼詳細はこちら

点検時期は　機器点検　6か月ごと　総合点検　1年ごと

一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。（消防法第8条第1項）

点検未実施　消防機関へ未報告　▶▶▶　消防法に基づく**命令や罰則の対象**となります。

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

別添５

限られた人員による入居者の円滑な避難のために。

自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル

消防庁

はじめに

自力避難が困難な方が利用する小規模な社会福祉施設や有床診療所等において、夜間等に火災が発生した場合には、職員の方々が初動対応を行うこととなります。その際に限られた人員や時間の中で、初期消火、消防機関への通報、入所者の避難誘導等を円滑に行うためには、日頃の消防訓練が大切です。本マニュアルでは、自力避難困難な方が利用する小規模な施設における、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」）を活用した避難訓練をマニュアルとしてまとめました。このマニュアルを活用し、訓練に取り組みましょう。

対象となる施設

本マニュアルの対象は、小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設のうち、
自力避難困難な者が利用する施設で、次の５つの条件にすべて該当する施設です。

条件１　避難上有効なバルコニー等または防火区画が設置されていないもの。
本マニュアルでは、これらが設置されておらず、一時待避場所の活用が求められるものを対象としています。

条件２　主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む）であるもの。
消防隊の到着時に避難が完了していない場合も考えられることから、消防隊による救出を想定し、一定時間、構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じない構造であることが必要です。

条件３　スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されていること。
スプリンクラー設備等による一定の延焼抑制効果が確保されていることが必要です。

条件４　自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む）及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報されるものであること。
消防隊の到着に遅れが生じることのないよう、確実かつ迅速な通報が確保されていることが必要です。

条件５　地階または３階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存在しないこと。
消防隊による救出を想定し、消防隊の装備等を考慮しています。

「一時待避場所」を活用した避難方法について

「一時待避場所」を活用した避難方法のイメージ

①火災室が危険な状況になる前に、火災室から退避する。退避後は火災室の戸を閉鎖する。
②廊下が危険な状態になるまでに、廊下をとおって、一時待避場所へ水平的に避難する。
　待避中は廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。
③一時待避場所が危険な状態になるまでに、安全な場所へ避難する。

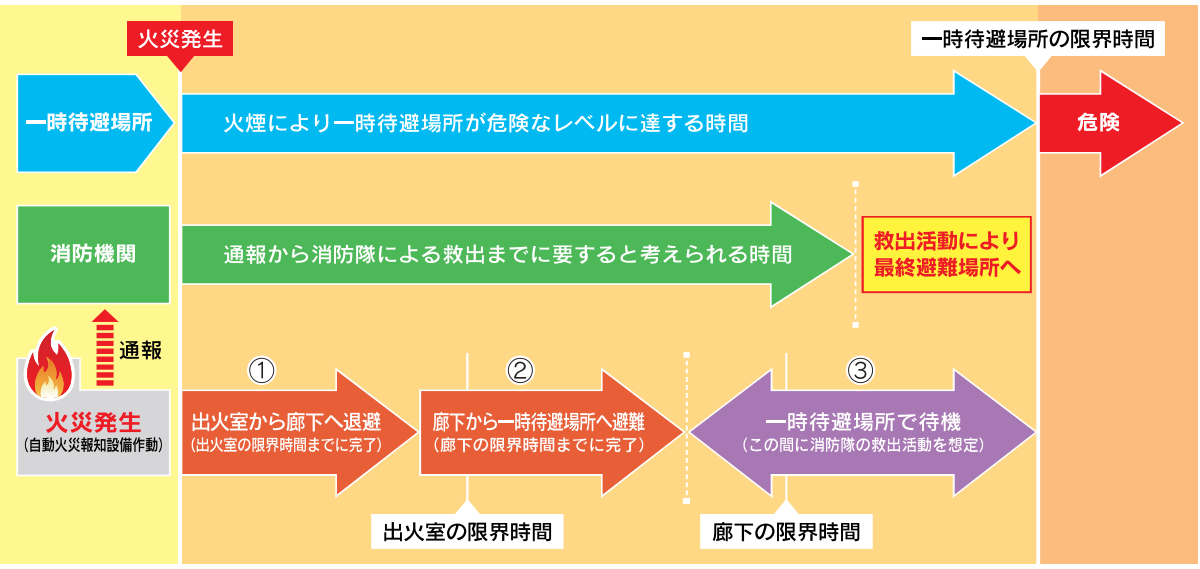

従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

①通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
②消防隊による救出作業が困難な場所でないこと(「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮)。
③外部との連絡が可能であること。

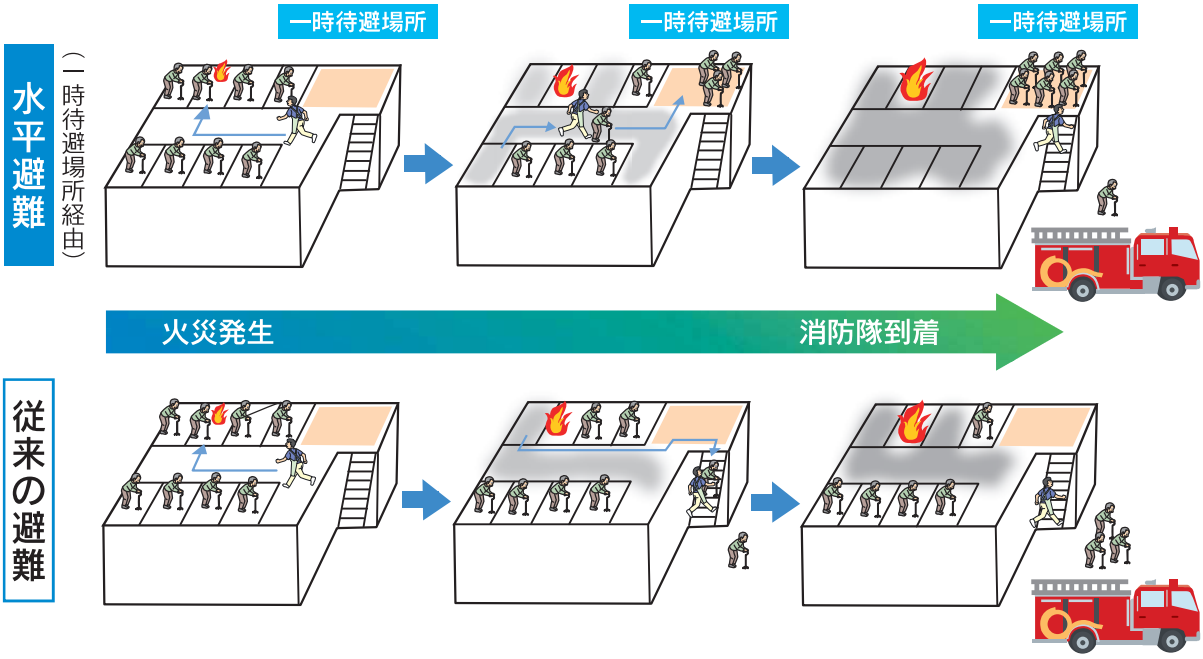

訓練を実施する前に

はじめに施設の職員の方々で一時待避場所の選定及び待避完了までの目標時間を設定し、図上訓練によって検証をします。そして、その結果を踏まえて一時待避場所の位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等について事前検討を行います。

1 一時待避場所の設定

一時待避場所は、下記の事項を考慮して階段ホールや居室に設置します。

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの３分の１以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。

吊り引き戸の隙間への気密ゴムの設置例

①上枠及び召合わせに設置した気密ゴム

②戸下部に設置した気密ゴム

- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。
- 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう、屋外に面した窓等（幅及び高さが各 50cm 以上）があること。

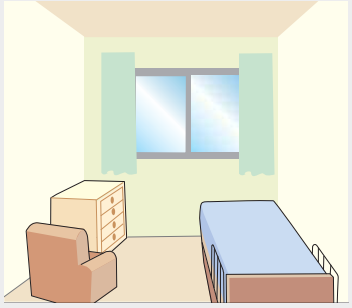

- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が 50cm 以上が望ましいこと。
- 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等（1m×1m 以上）が設けられていることが望ましいこと。
- 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
- 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
- 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。

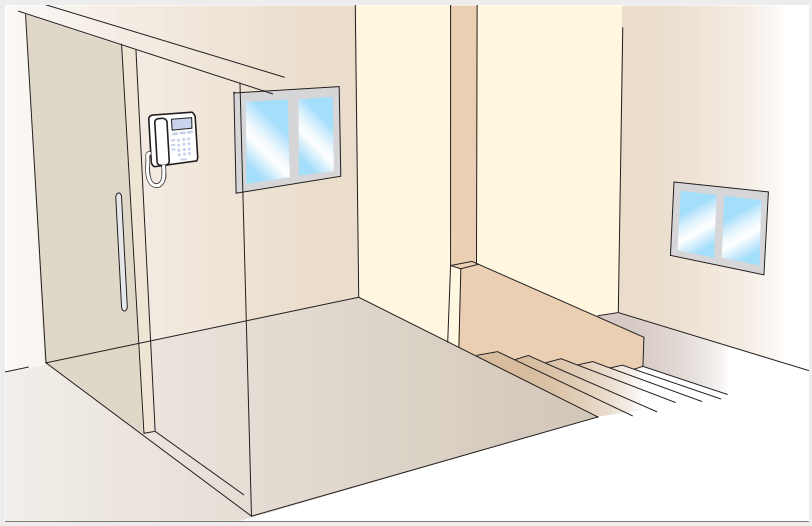

2 待避完了までの目標時間の設定

一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとします。

火災室の条件 ＼ 行動の内容	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間　※1		
	熱感知器（各居室）	煙感知器（各居室）　※2	
		居室にソファ等を置いている場合	居室にソファ等を置いていない場合
火災室の戸の閉鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所への水平移動完了	9分	10分	11分

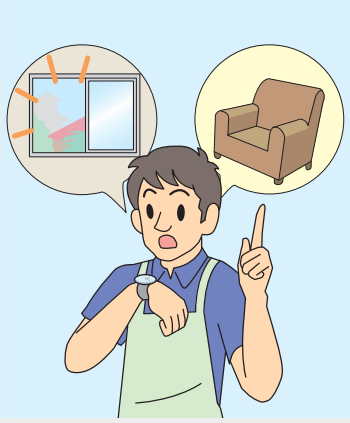

※1 寝具、布張り家具の防炎性能が確保されている場合は＋1分とする。
※2 出火室となることが想定されるすべての居室に煙感知器を設置している場合は、火災の早期発見が可能になることから目標時間を延長する。なお、居室に布張り、またはポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいのでソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

3 図上訓練等の実施

- 想定する出火時刻や火災室は、実際の建物の構造や利用状況、職員の配置状況を踏まえ、もっとも避難に時間を要する想定で設定する。
- 火災発生時に水平避難を行う一時待避場所、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等を確認するため、実働訓練に先立って建物の平面図を用い図上訓練を行う。
- 施設に設置されている消防用設備等の取扱い方法について確認する。

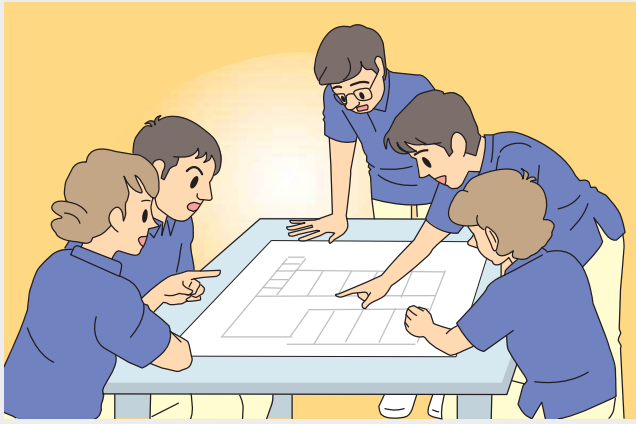

一時待避場所を活用した訓練の実施

火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

❶ 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。

❷ 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー！」と２回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。

❸ 火災室の戸の閉鎖

廊下の煙や CO_2 濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。

❹ 廊下の開口部の開放

廊下の煙や CO_2 濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。

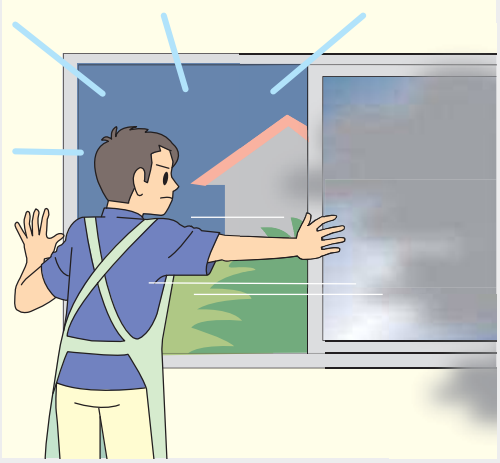

❺ 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な方の避難誘導

（ア）火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。

（イ）車椅子やストレッチャー等を使用する方の場合は、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。

（ウ）一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。

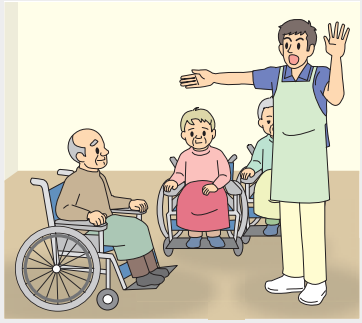

❻ 火災室以外の利用者の避難誘導

（ア）火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。

a. 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。

b. 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！○○○へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。

（イ）火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等をすることが望ましい。

（ウ）一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。

（エ）立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。

（オ）火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。

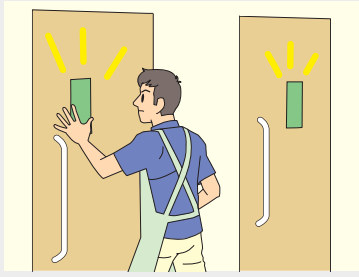

吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例

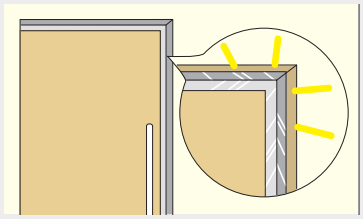

❼ 一時待避場所からの避難誘導等

（ア）消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。

（イ）一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。

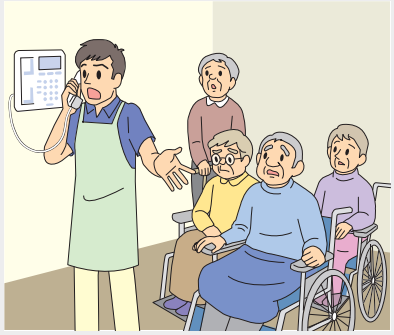

❽ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。

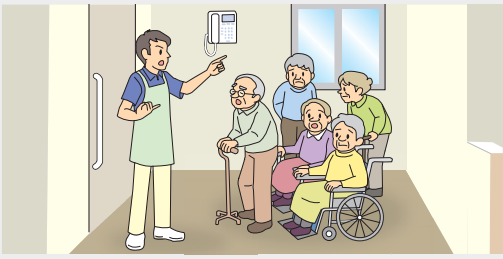

目標時間を超過した場合の防火管理体制の改善

設定した目標時間までに一時待避場所までの避難ができなかった場合は、下記の事項により防火管理体制を改善していきましょう。

1 訓練手順の再検討

避難させる場所の優先順位、避難経路、介助方法等、その他具体的な対応手順を再度検討した上で、以下の訓練を実施します。

● **部分訓練**

各種設備等の使い方、自力避難困難な方の避難介助の方法等の部分的な対応について個々の手順を習得する。

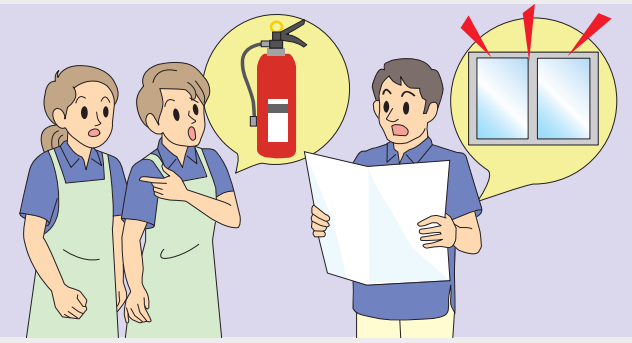

● **全体訓練**

火災発生から避難誘導、消防隊への情報提供までの一連の対応について全体的な手順を習得する。

2 目標時間の検証訓練

● 部分訓練または全体訓練を実施した後、本マニュアルに基づく訓練を実施し、設定した目標時間内に避難が完了するかを確認する。

3 防火安全対策の実施

● 設定した目標時間内に避難ができなかった場合は、一時待避場所の位置の変更、感知器の取り替え、ソファ等の居室に置かれた可燃物の除去、防炎性能等を有する遮煙のためのカーテンを廊下等に設置するなど、防火安全対策を実施しましょう。

廊下と居室との間への遮煙のためのカーテンの設置例

○材質　カーテンレール：アルミ
　　カーテン：クリスタルターポ

★ 一時待避場所は最終避難場所ではありません。一時待避を行った後は屋外の地上へ順次避難しましょう。

「水平避難訓練マニュアル」が消防庁のホームページに掲載されています。
ぜひご覧になって、ご活用ください。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

FDMA 住民とともに
消　防　庁
Fire and Disaster Management Agency
http://www.fdma.go.jp/

お問い合わせ先
川口市消防局
南消防署管理課　☎222-8280
北消防署管理課　☎261-3182
東消防署管理課　☎287-3574
消防局予防課　☎261-8371

別添６

知っていますか？

消防機関へ通報する火災報知設備

火災通報装置のこと

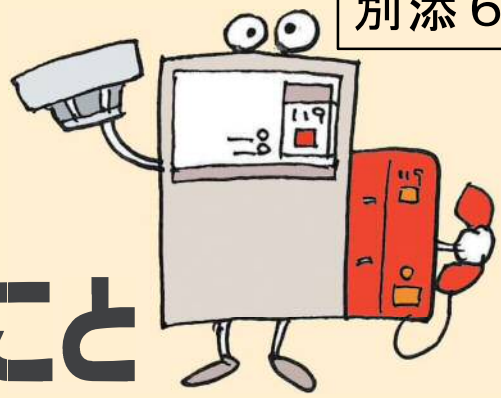

火災通報ボタンを押す、または自動火災報知設備と連動することで、自動的にあらかじめ記憶されている火災通報情報を119番通報する設備です。

自動火災報知設備と接続している場合は、感知器または受信機等の火災信号で通報されます。

A 火災通報ボタン
ボタンを押すと119番に自動通報

B 通話割込ボタン
メッセージ再生中に受話器をとってこのボタンを押すと消防機関と通話可能

C 応答確認ランプ
点滅:ダイヤル中　点灯:応答中

火災時には、消防機関に早く通報することが重要です。

しっかりと確認しておきましょう

使用方法

① 火災発見！ 火災通報ボタンを押す

手動型　事前に登録した情報を電話回線により消防機関に通報します。

連動型
- 自動火災報知設備の作動とともに、消防機関へメッセージを発信します。
- 火災確認後に火災通報ボタンを押してください。

② 消防からの呼び返し

消防機関からの呼び返し（コールバック）があったら受話器をとって、火災状況を伝えます。

初期消火、人命救助が優先です。
呼び返しには支障のない範囲で応答してください。

誤報だった！　その時は…

受話器をとり、次の方法で消防機関へ状況を伝えましょう。

- メッセージが流れている間は、通話割込みボタンを押して状況を伝える。
- 消防機関からの呼び返し時に状況を伝える。

　または

- 電話で119番通報する。

奏功

- 福祉施設で天ぷら油の入った鍋をかけたまま他の作業をしている間に油が過熱され発火。**感知器が作動**し、火災通報装置（感知器連動）により**消防機関に通報**。従業員が火災を確認後、火災通報装置の**火災通報ボタンを押下**。**消防機関からの呼び返し**に「厨房で煙が出ています」と伝えた。
  スプリンクラー設備が作動し炎は収まった。

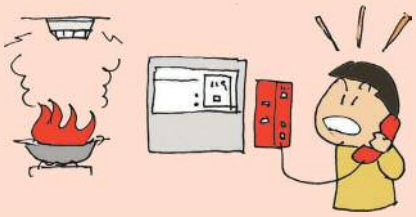

- 福祉施設の居室で火災が発生、**火災通報装置（感知器連動）により消防機関に通報**。消火器で消火をしている途中、スプリンクラー設備が作動して消火。従業員3人で施設利用者を屋外に避難誘導。消防隊到着時は施設利用者の点呼も行われ全員避難が完了していた。

失敗

- 福祉施設でガス乾燥機が過熱、乾燥機の上に積まれていた布団から出火。従業員が固定電話から119番通報しようとしたが慌ててしまい、0発信をしなかったことから通報できず、自身の携帯電話で119番したが、通報が遅れた。

- 自動火災報知設備と火災通報装置が連動していたが**連動を切っており、消防機関に通報されなかった**。火災通報ボタンも押しておらず、消防隊の出場に時間を要した。

自動火災報知設備と連動していたが消防機関へ通報できなかった事例

- 電話回線工事の時にジャックを取り外し、そのままになっていた。
- アナログ回線からIP電話に切り替わっていたが、対応していなかった。

こんな場合は、消防署に相談・届出が必要です。

- 回線方式を変更する場合
- 建物住所・名称変更等に伴い通報メッセージ等を変更する場合

※NTTでは、固定電話サービスを順次IP網に移行することとなっています。詳細については、NTT固定電話のIP網移行に伴い発生する事象への対応について、総務省消防庁通知（令和元年12月23日消防予第274号・消防情第138号）及びNTTホームページをご覧ください。なお、各機器の事業発生の概要については、各メーカーにお問い合わせください。

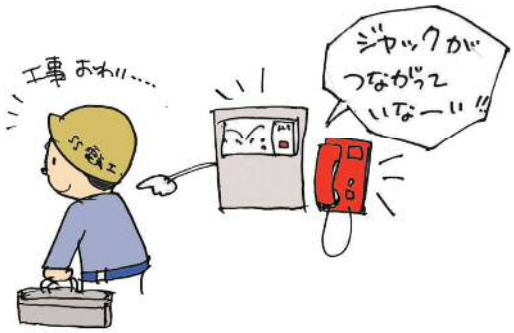

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- **防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、報告する義務があります。**（消防法第17条の3の3）

機器点検	6か月ごと	総合点検	1年ごと

- 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。（消防法第8条第1項）

点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

南消防署管理課 222-8280 FAX225-7068
北消防署管理課 261-3182 FAX267-4664
東消防署管理課 287-3574 FAX286-3711
消防局予防課 261-8371 FAX262-4850

一般財団法人 日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

別添７

知っていますか？

自動火災報知設備のこと

自動火災報知設備は、火災による熱、煙、炎を早期に自動的に感知して、
非常ベル等で建物内の人たちに火災を知らせる設備です。
感知器、受信機、発信機、音響装置、表示灯などで構成されています。

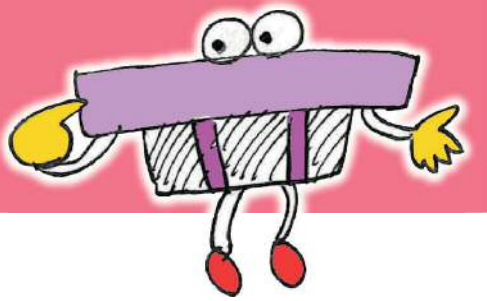

感知器

煙を感知するもの、熱を感知するもの、炎を感知するものがあります。

発信機

ボタンを押すことで火災発生を知らせる信号を送るとともに音響装置を作動させます。

※写真は発信機、表示灯、音響装置が一体となった総合盤

受信機

感知器または発信機からの信号を受信し、音響装置によって火災発生を知らせます。
作動した感知器や警戒区域も表示します。

建物に設置されている自動火災報知設備の形態を確認しておきましょう。

設置場所や建物の形態によって設置できる種類が異なります。

自動火災報知設備で火災の早期発見と被害の最小化!

病院で受信機が地下1階の感知器の作動を表示。当直者が表示された現場に確認に行くと作業室内の電気炉から炎があがっているのを発見し119番通報。消火器で消火した。

学校でバッテリーの充電中に火災が発生。学生と教員で消火器と屋内消火栓設備で初期消火を実施。ベル音を聞いた事務員が受信機の表示を確認し、教員からの連絡を受けて119番通報。3階にいた生徒は、ベル音と「火事だー」の声を聞き、屋外階段を通じて避難した。

ベル・音響装置の停止が火災時の「作動しなかった…」を招きます。

図書館のコードリール付近から出火(たこ足配線による過電流が原因)。工事中で受信機と音響装置の連動が停止されていたことから地区音響装置が起動せず消防機関への通報も遅れた。

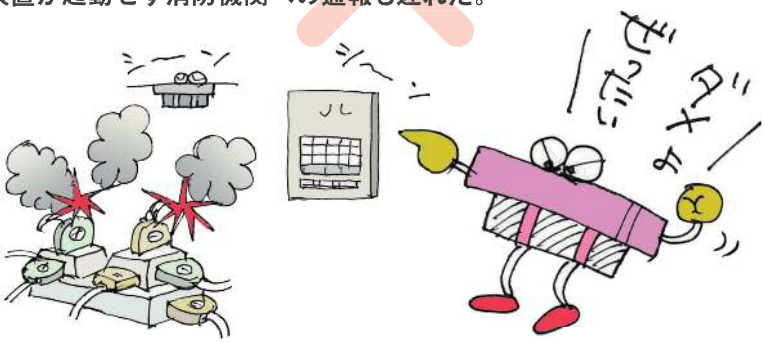

非火災報

感知器は温度や煙濃度などが一定の条件となった際に作動するように作られているため火災でない場合でも作動する場合があります。

- いたずら
- 調理時などの熱や煙
- 空調設備の熱や風
- ホコリ 水蒸気
- 落雷 気圧変化 風雨

など

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

- 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、報告する義務があります。(消防法第17条の3の3)

機器点検	6か月ごと	総合点検	1年ごと

- 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。(消防法第8条第1項)

点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

一般財団法人 日本消防設備安全センター
違反是正支援センター